

当事務所の一般的な費用の基準となります。目安としてご覧ください。

### 一般民事事件

※消費税10%含む

経済的利益の額	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	8% × 1.1	16% × 1.1
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	(5% + 金9万円) × 1.1	(10% + 金18万円) × 1.1
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	(3% + 金69万円) × 1.1	(6% + 金138万円) × 1.1
金3億円を超える場合	(2% + 金369万円) × 1.1	(4% + 金738万円) × 1.1

※事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。着手金の最低額は金11万円です。

### 離婚事件

離婚事件の内容	着手金	報酬金
交渉・調停	金22万円～55万円	金22万円～55万円
訴訟	金33万円～66万円	金33万円～66万円

※離婚調停等の後で訴訟に移行した場合には、差額のみお支払いいただくことになります。

※離婚請求と同時に養育費、慰謝料、財産分与請求など行った場合には、上記とは別に金額を追加する場合があります。

※依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額いたします。

### 破産申立手続

内容	着手金	実費目安
個人破産申立（同時廃止事案）	金33万円～	金1万3000円程度
個人破産申立（管財事案）	金33万円～	金20万円～金40万円程度
法人破産申立（管財事案）	金55万円～	金30万円～金150万円程度

※破産事件では報酬はいただきません。

※法人の破産申立は会社の規模により大きく異なります。

### 個人再生手続

内容	着手金	実費目安
個人再生	金44万円～	金2万4000円程度

### 個人債務整理

内容	着手金	実費目安
個人債務整理	1業者につき 金3万3000円	原則不要

※ただし、過払い金が発生した場合には過払い金回収額の20%をいただきます。

### 遺言書作成

内容	費用
遺言書作成（定型的なもの）	金11万円～金22万円
遺言書作成（非定型的なもの）	金22万円～

### 遺産分割協議

内容	着手金	報酬金
遺産分割協議	金22万円～	経済的利益の10%

### 刑事事件

内容	着手金	報酬金
被疑者段階	金22万円～	金33万円～（※例：不起訴になった場合）
被告人段階	金33万円～	金33万円～（※例：刑の執行猶予となった場合）